

令和4年3月18日

主戦場裁判一審判決批判

慰安婦問題日本政府見解を「従来の一定の言説とは異なる見解」
と書いてしまう！ 滲み出るイデオロギー

東京地裁令和元年（ワ）第16040号

令和4年1月27日判決

（裁判所の判例検索では、現在2月24日判決まで掲載されているけれど、
ヒットしないので多分掲載されない）

主戦場裁判とは

- 制作の舞台は上智大学
- 指導教官の中野晃一教授の指導の下
当時大学院生のデザキ氏が制作した卒業制作映画に、
アニメーションや音楽を追加した映画

原告（ケントさんたち）の主張

- 名誉棄損、詐欺、契約違反、著作権侵害等

前提豆知識

- ・ 名誉棄損とは：人の品性，徳行，名声，信用等の人格的価値についての社会的評価を低下させること
- ・ 違法性阻却事由（意見・論評型の名誉棄損）
 - ①公共性、②公益目的、③真実性の証明（意見・論評の前提事実が真実であること）、④人身攻撃でないこと

名誉棄損：原告らの主張

- ・「歴史修正主義者」「否定論者」は名誉棄損だ！
- ・藤岡先生・杉田先生・ケントさん・藤木さん・トニーさんの顔写真を並べて、
修正主義者、否定論者という文字を重ね、
「彼らは「歴史修正主義者」または「否定論者」と呼ばれる」「彼らは慰安婦制度の存在は認めているが現在ある歴史認識を否定し修正のために闘っている」と説明するシーンは特に酷い

名誉棄損：裁判所の判断

- 修正主義者、否定論者と呼ばれても、**社会的評価の低下はない**
- 「仮に社会的評価が低下することがあったとしても…

原告らが、

20万人存在したという従軍慰安婦の数には根拠がなく、
従軍慰安婦が強制連行された事実や性奴隷であったと
いう事実はないという、

**従来の一定の言説とは異なる見解
を明らかにしていることは真実」**

→ 滲み出るイデオロギー①へ

→ 滲み出るイデオロギー②へ

結論：違法ではない

滲み出るイデオロギー①

「20万人存在したという従軍慰安婦の数には根拠がなく、従軍慰安婦が強制連行された事実や性奴隷であったという事実はないという、従来の一定の言説とは異なる見解」

下線は日本政府の公式見解

日本政府公式見解を“従来の言説（通説）に対する異説（少数説）”と評しているも同然

滲み出るイデオロギー②

「原告らが、（日本政府公式見解と同じ）見解を
明らかにしていることは真実」

- ・ 真実性の証明の前提事実を、日本政府公式見解と同じ見解に立つ事実を設定
- ・ 前提事実は常に真実となる
- ・ 日本政府公式見解と同じ見解に立つ者を、「歴史修正主義者」「否定論者」と呼んでも、常に違法性なし

詐欺：裁判所の判断

承諾書：「本映画を配給・上映または展示・公共に送信し、または、本映画の複製物（ビデオ、DVD、または既に知られているその他の媒体またはその後が開発される媒体など）を**販売**・貸与すること」

→「販売」等が商用化の可能性を示唆

合意書：「甲は、本映画**公開**前に乙に確認を求め、乙は速やかに確認する。」

→「**公開**」は**商用公開**を含む

→詐欺ではない

→一見正しそうに見えるが

滲み出るイデオロギー③

- 商用化の可能性を示唆する承諾書を、藤木・藤岡が拒否したことに触れていない点（証拠の取捨選択）
- 藤岡先生が承諾書を拒否したことが、「承諾書への署名押印を留保した。（争いがない事実）」と認定されている点。（「拒否」は不同意の意思表示、「留保」とは意思表示をしないこと、両者は大違い。争いあるし。）